

教第33号議案

神戸市立学校施設目的外使用規則の一部を改正する規則に関する市民意見公募手続きの実施について

神戸市立学校施設目的外使用規則の一部を改正する規則に関する市民意見公募手続きの実施について、議案として下記のとおり提案する。

令和4年9月13日提出

神戸市教育委員会事務局
事務局長 高田 純

神戸市立学校施設目的外使用規則の一部を改正する規則に関する市民意見公募手続きの
実施について

総務課

意見公募手続きについて

市民意見公募と改正の内容について

- ・意見募集の期間：令和4年9月15日（木）～10月14日（金）[予定]
- ・改正内容：別紙参照

神戸市立学校施設目的外使用規則の一部を改正する規則等の概要

1. 改正の趣旨

これまで、神戸市では、学校教育に支障のない範囲において、学校施設を地域住民の交流・生涯学習の拠点として開放する学校施設開放事業を実施してきました。

令和4年11月1日より、子供たちの体力・運動能力向上、市民の健康増進、開かれた親しみやすい学校づくりを一層進めるため、神戸市学校体育施設予約システム（以下「予約システム」という。）を活用した中学校体育館の夜間開放を実施します。

開放にあたっては、体育館の鍵をスマート化し予約システムと連動させることで、申請手続きや鍵の受け渡しを省力化した利便性の高い仕組みとします。

本事業の開始にあたり、必要となる事項等を定めます。



2. 改正等の概要

(1) 用語の定義を明確化

・学校施設開放事業：

市民の健康増進並びに文化及び教養の向上を図るとともに、学校施設を生涯学習の拠点とすることを目的として行われる文化活動、スポーツ活動等

・学校施設開放運営委員会：

学校施設開放事業の実施主体として、地域の団体の代表等で構成される組織

・神戸市学校体育施設予約システム：

学校施設開放事業において、インターネットを介して学校施設の空き状況の確認、使用の申込み等学校施設の使用に関する事務を電子計算機により自動的に処理するシステム

(2) 学校施設開放事業として学校施設を使用する場合の規定を追加

① 使用許可

学校施設開放事業として使用する場合

② 使用料の免除

学校施設開放事業として使用する場合、申請に基づき免除

(3) 予約システムを使用する場合の規定を追加

① 使用団体の登録要件

- ・ 3人以上で構成される団体であり、かつ、その代表者が満18歳以上の者（高校生を除く）であること
- ・ 当該団体の構成員が、市内に在住、在勤又は在学する者が半数以上であること
- ・ 当該団体が、学校施設開放事業の趣旨に沿った活動を行う団体であること

② 学校施設の使用の手続き等

- ・ 予約の申込は抽選による申込と、抽選による予約確定後の先着順による申込がある
- ・ 使用団体の代表者が、居住する学校区内の学校施設の使用の申込を行う場合は、抽選による申込をすることができる

③ 学校施設を使用できる回数

- ・ 使用回数の上限：毎月5回

④ 遵守事項等

- ・ 真に使用する意思のない又は虚偽の予約を行わないこと
- ・ 使用が許可された後であっても、学校行事や災害対応等のやむを得ない理由により許可を取り消す場合があること。その場合、利用者に損害が生じても責は負わない

※②、③、④については、要綱で規定

(4) その他

申請等の手続きにおける事務負担軽減の観点から、以下の様式の押印を廃止する

- ① 様式第1号 神戸市立学校施設目的外使用許可申請書
- ② 様式第4号 神戸市立学校施設目的外使用状況報告書

3. 施行予定日

公布の日から施行